

令和4年度  
三重県社会福祉法人  
運営研修会資料

令和4年4月

## ○この動画の目的等

- ・この動画は、社会福祉法人の運営を支援するため、三重県内の社会福祉法人の所轄庁である三重県及び各市で内容を協議し、作成したものです。
- ・動画の内容は、令和4年3月末時点で厚生労働省等から示されている内容を基に作成したものであり、今後見直される可能性がありますので、ご了承ください。
- ・動画の内容について、ご不明な点等がございましたら、法人の所轄庁までご連絡ください。

## ○本日の内容

### 1 令和4年度社会福祉法人運営に関する留意事項について

- (1) 厚生労働省から示されている情報について
- (2) 社会福祉連携推進法人制度について
- (3) 財務諸表等電子開示システムの運用について

### 2 令和4年度社会福祉法人等指導監査について

- (1) 令和4年度社会福祉法人等指導監査の方針
- (2) その他

### 3 その他

- (1) 社会福祉法人認可申請ハンドブックについて
- (2) 国・県のホームページについて

1 (1) 厚生労働省から示されている情報について

# 1 - (1) 厚生労働省から示されている情報について

・厚生労働省から示された令和4年度に向けた社会福祉法人運営に関する留意事項は以下のとおりです。

ア 社会福祉連携推進法人制度の創設について

イ 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた法人運営について

ウ 「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

エ 職員の処遇改善について

(厚生労働省HP [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai\\_329761.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_329761.html) に詳細資料が掲載されています)

## 1 - (1) - ア 社会福祉連携推進法人制度の創設について

### (ア) 制度創設の主旨

- ・ 法人間の連携を推進
- ・ 地域における良質な福祉サービスを提供
- ・ 社会福祉法人の経営基盤の強化

### (イ) 制度の概要

- ・ 令和4年4月から施行
- ・ 2以上の法人が社員として参画
- ・ 同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携することでスケールメリットを活かした法人運営を行う。

この後 1 - (2) 「社会福祉連携推進法人制度について」で要点をお伝えします。

## 1-(1)-イ 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた法人運営について

・令和4年度は、原則として通常の運営を行うことを基本としつつ、適宜、感染状況に応じた取扱いが示される予定です。

最新の通知は、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その6）」（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課令和4年2月10日付事務連絡）

理事会・評議員会の開催時期の柔軟な取扱い

理事会・評議員会のオンライン開催等

理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告

所轄庁への各種届出書類の提出期限等の柔軟な取扱い

## 1-(1)-ウ 「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

- ・社会福祉法第24条第2項の規定により、全ての法人は地域における公益的な取組を提供するよう努めなければならないとされています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、社会福祉法人の地域における公益的な取組に対する期待が一層高まっておりますので、孤独・孤立対策などを含めた生活困窮者等に対する積極的な支援をお願いします。
- ・実施した取組内容については、必ず、現況報告書「-2地域における公益的な取組」に記載してください。

## 1-(1)-ウ 「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

(参考) 施設種別の特性や専門性を活かした取組と現況報告書への記載例(社会福祉法人全国社会福祉協議会「地域における公益的な取組に関する委員会」報告書より)

施設種別	取り組み例
種別共通	実習生の受け入れ、行事やバザーの開催、複数法人間連携事業への参画、認定就労訓練事業の実施、災害時に備えた地域のコミュニティづくり など
保育所など	地域の子育て家庭の相談支援、児童虐待防止ネットワーク、子育てサロン など
障害福祉関係施設など	障がいの理解促進の取組、買い物支援サービス など
高齢者福祉施設など	配食サービス、認知症カフェ、利用者負担軽減制度 など
⋮	⋮

厚労省が「社会福祉法人の生活困窮者等に対する地域における公益的な取組」好事例集をHPに掲載していますので、あわせて参考にしてください。

## 1-(1)-工 職員の処遇改善について

- ・国は、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引き上げが持続的に行われる環境を整備していくこととしています。
- ・法人におかれても、これらの趣旨をふまえ、職員の処遇改善に一層のご尽力をお願いします。

処遇改善加算等の適切な運用等